

平成28年12月12日

答申第741号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「1 粉飾決算を行なった経緯」として、「① 平成15年度決算において経理規程や退職給付会計基準に準拠せずに過年度退職手当の計上不足額を退職会計基準変更時差異に計上するという粉飾決算を行なった経緯、② ①の不正な会計処理によって過年度費用の計上漏れ分を退職会計基準変更時差異として計上し、15年度決算から毎年度継続的に費用計上するという粉飾決算を行った経緯」および「2 会計監査人からの不正経理に対する指摘・報告内容」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKは、「粉飾決算」や「不正経理」は行っていないため、開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年12月12日（第244回審議委員会）

第754号諮問、審議、答申